

豊田市住宅省エネ改修補助金交付要綱

(通則)

第1条 豊田市民間住宅省エネ改修事業費補助金は、既存住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）化を推進するため、民間の既存住宅の所有者等が行う民間住宅省エネ改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び愛知県民間住宅省エネ改修事業費補助金交付要綱（令和6年3月25日付け第767号通知）に基づき民間住宅省エネ改修事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅

市内に存する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当しないものに限る。

(2) ZEH 水準

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）に定める断熱等性能等級5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ一次エネルギー消費量等級6の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

(3) 仕様基準

ZEH 水準は、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(4) BELS

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべ

き事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。

（5）管理組合

マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第 1 項（同法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（補助の対象）

第 3 条 補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

（1）住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修。ただし、住宅の省エネ改修は次のいずれかに該当するものとする。

ア 省エネ改修後の住宅が ZEH 水準に相当することについて、BELS 等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

イ 住宅の部分について別表 1－1 に定める改修を行うものであって、複数の開口部の改修を含むもの（以下「部分改修」という。）

ウ アに掲げる ZEH 水準に相当する全体改修と併せて実施する構造補強工事であって、以下のいずれかに該当するもの

（ア）「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（以下「壁量等基準（案）」という。）又は国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令及び告示等の検討を進め、必要な手続を経た上で確定し、公布された基準に適合するもの

（イ）表示基準における耐震等級 3 に適合するもの

（ウ）構造計算により構造安全性が確認できるもの

2 前項第 1 号の対象となる住宅は、以下の各号に該当するものであることとする。

（1）地震に対する安全性が別表 1－2 に定める方法により確認できるもの

（2）現に ZEH 水準を満たしていないもの

3 対象事業は、第 8 条の規定による補助金の交付決定後に契約するもので、交付決定の日以降かつ当該年度の 2 月 28 日までに完了するものとする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、前条第 1 項各号の事業を実施する住宅の所有者（共同住宅における区分所有法第 2 条第 2 項に規定する区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合（以下「補助対象者」という。）とする。

- 2 補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。
- 3 補助対象者は豊田市税の滞納がない者とする。

（補助対象事業費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、次に掲げる経費とする。

（1）住宅に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用

- ア 省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
- イ 改修設計内容について BELS 等の評価・認証を受けるために必要な費用

（2）住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの

- ア 全体改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用（ただし、別表 1－1 にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上限額とする。）
- イ 部分改修の場合にあつては、省エネ改修に係る費用のうち別表 1－1 に定める工事に係る費用（ただし、モデル工事費を上限額とする。）

- 2 国、地方公共団体その他の者が行う補助制度を受けた又は受ける予定がある場合、当該補助制度が対象とする部分に係る経費は、補助対象事業費から除くものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内で別表 2 の第一欄又は第二欄に掲げる額のいずれか低い額を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項において、設備の効率化に係る工事における補助金の交付額については、開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とする。
- 3 同一の住宅に行う補助は、原則として 1 回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、第 1 号様式に別表 3 に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、事業を契約する日以前に提出し、交付の決定を受けなければならない。

（交付の可否の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要な調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、第2号様式又は第3号様式により申請者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、第4号様式を別表3に定める書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事業内容の変更が6ヶ月未満の工事完了予定日の延長（交付決定の日の属する年度の2月28日までに限る。）の場合は、不要とする。

3 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第5号様式を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項について、内容を審査し適当と認めたときは第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第8条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第7号様式を市長に提出するものとする。

（完了実績の報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、第8号様式に別表3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の報告は、工事完了日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに行うこととする。

3 前項の工事完了日は、補助対象経費の支払いが完了した日とする。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付して前項の規定による報告を行う場合は、分割払に係る契約の締結日とする。

4 補助事業者は、交付申請を行った日の属する年度の2月28日までに事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、第7号様式を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第 8 条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第 8 条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、第 10 号様式により市長に補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

（2）規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 市長は、前項の取消しを決定したときは、第 11 号様式により補助事業者へ通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第 15 条 補助事業者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産については、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に市長の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

（会計帳簿等の整備等）

第 16 条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第 17 条 この要綱により市長に提出する書類は、1 部とする。

(期日の特例)

第 18 条 補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第 6 1 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

(申請に係る特例)

第 19 条 第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項に規定する書類は、あいち電子申請・届出システムにより提出することができるものとする。

(通知に係る特例)

第 20 条 第 8 条第 1 項、第 12 条第 1 項に規定する書類は、あいち電子申請・届出システムにより通知することができるものとする。

(その他)

第 21 条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に掲げるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）

(3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）

(4) 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

(5) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。ただし、第6条の改正規定は令和6年4月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表 1 - 1

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費	仕様・備考
	工事種別	工事規模	ZEH水準	ZEH水準
窓	ガラス交換※1	1.4㎡以上※3	96,000円/枚	以下の各号のいずれかに該当すること ①こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業において開口部の改修（「断熱等」の機能を有する者に限る。）に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅においては性能区分C以上であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
		0.8㎡以上1.4㎡未満※3	72,000円/枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満※3	24,000円/枚	
	内窓設置※2 ・外窓交換	2.8㎡以上※4	248,000円/箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満※4	192,000円/箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満※4	160,000円/箇所	
ドア	ドア交換	開戸：1.8㎡以上※4	360,000円/箇所	
		引戸：3.0㎡以上※4		
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満※4	320,000円/箇所	
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満※4		

※1 ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助

※2 内窓交換を含む

※3 ガラスの寸法とする

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	断熱材の区分		モデル工事費	仕様・備考
			ZEH水準	ZEH水準
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率（W/m・K） 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/m・K） 0.034以下	201,000円/㎡	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合するもの ①こどもエコすまい支援事業又は子育てエコホーム支援事業において登録されている建材であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの
	D～F		302,000円/㎡	
屋根・天井	A～C		72,000円/㎡	
	D～F		123,000円/㎡	
床	A～C		245,000円/㎡	
	D～F		368,000円/㎡	

2 設備の効率化に係る工事

エコ住宅設備の種類※1	適用	モデル工事費 (ZEH水準)	仕様・備考
	ZEH水準		
太陽熱利用システム	○	452,000円/戸	「こどもエコすまい支援事業」又は「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS ※ 5 A4112 :2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS※ 5 A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
高断熱浴槽	○※2	416,000円/戸	「こどもエコすまい支援事業」又は「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器		263,000円/戸	「こどもエコすまい支援事業」又は「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	○※3		JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0 以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	○※3		給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	○※3		油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯器の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型 給湯器 (ハイブリッド給湯器)	○		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率 (JGKAS A705) が 102 %以上であること。
節湯水栓	○※4	57,000円/台	「こどもエコすまい支援事業」又は「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※節湯水栓は、浴室シャワー水栓に限る。
燃料電池システム (エネファーム)	○	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること (燃料電池発電ユニットの後付け可)
コージェネレーション設備	○	-	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 (JIS B8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 (LHV 基準) で80 %以上であること。
蓄電池	○	510,000/台	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明	○	-	工事を伴うものに限る。

※ 1 節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。

※ 2 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」のいずれかと節湯水栓 (浴室シャワー水栓に限る) と3つセットの場合に限る。(既設も可)

※ 3 節湯水栓 (浴室シャワー水栓に限る) と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)

※ 4 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)

別表 1 - 2

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	ZEH水準への改修を行う場合
全体改修 (階数が2階以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造住宅)	以下の①～⑤のいずれかに該当するものであること ①構造計算により構造安全性が確かめられたもの ②壁量等基準(案)^{※1}又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたもの(ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。) ③現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たすもの ④現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、当該住宅の所有かつ居住する者が、次のイ及びロについて同意したもの イ 国土交通省において、壁量等基準(案)を原案として政省令、告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続を経た上で公布することを予定しており、公布される基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となること ロ 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること ⑤公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅
全体改修 (上記以外の住宅)	以下の①～③のいずれかに該当するものであること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断^{※2}により構造安全性が確かめられたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの
部分改修	

※1 令和4年10月28日に公表されたものを含む。

※2 平成18年国土交通省告示第184号別添(大臣が同等と認めた方法を含む)

別表 2

対象住戸当たりの補助金の額
(住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修)

			第一欄	第二欄
省エネ性能の区分	第 3 条第 1 項第 2 号の事業がZEH水準に相当する場合	全体改修の場合	当該住宅が行う省エネ改修工事に係る費用に、5 分の 4 を乗じて得た額の合計。ただし、その内訳において別表 1 ― 1 においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	700,000円
		部分改修の場合	当該住宅が行う別表 1 ― 1 に掲げる改修工事に対して、同別表で定めるモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額に、5 分の 4 を乗じて得た額とする。	700,000円

※ 補助対象事業費のうち別表 1 ― 1 に定めのない工事については、実際に要した工事費を加算したものとする。

別表 3

豊田市住宅省エネ改修事業費補助金 提出書類一覧

区分	提出書類				様式	備考
		計画策定・省エネ改修	No.	名称		
交付申請 （第 7 条関係）	様式	○	1	補助金交付申請書	第 1 号様式	
		○	2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（ZEH水準相当）	第 1 － 1 号様式	
	添付書類	○	1	住宅の所有者、建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類		登記事項証明書
		○	2	位置図（住宅の配置が分かる住宅地図等）		
		○	3	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面（平面図、立面図、断面図等）		
		○	4	省エネ改修工事に係る見積書（省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの）の写し		補助対象事業費とそれ以外が分かるもの
		○	5	（全体改修の場合）BELS評価書等（交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式）		
		○	6	（全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合）第 3 条第 1 項第 1 号ウ（ア）から（ウ）のいずれかに該当することが確認できる書類		壁量計算書、住宅性能評価書、構造計算書等
		○	7	現況写真等（全景写真及び改修する部位の写真）		
		○	8	別表 1-2 に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類（耐震改修補助事業交付決定通知書等）		
		○	9	振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写し		
		○	10	他の補助金等申請書の写し		該当がある場合のみ
		○	11	その他、必要に応じて市長が指定する書類		
変更交付申請 （第 9 条関係）	様式	○	1	補助金変更交付申請書	第 4 号様式	
		○	2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（ZEH水準相当）	第 1 － 1 号様式	
	添付書類	○	1	第 7 条で求める添付書類のうち、交付決定（又は直近の交付変更決定）時から変更となる事項を示すもの		
		○	2	その他、必要に応じて市長が指定する書類		
中止・廃止（第 9 条関係）	様式	○	1	中止（廃止）承認申請書	第 5 号様式	
取下（第 10 条関係）	添付書類	○	1	必要に応じて市長が指定する書類		
	様式	○	1	取下申請書	第 7 号様式	
完了実績 （第 11 条関係）	様式	○	1	完了実績報告書	第 8 号様式	
		○	2	住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び住宅の省エネ改修 補助対象事業費 内訳書（ZEH水準相当）	第 1 － 1 号様式	
	添付書類	○	1	契約書写（省エネ改修にかかる事業の契約書）		
		○	2	領収書写		
		○	3	工事施工中の写真（躯体等の断熱化に係る改修工事、LED照明等）		
		○	4	工事完了後の写真（仕様が分かる写真（製品型番号など）を添付）		
		○	5	施工チェックリスト（施工会社が作成）	第 8 号様式別紙	
		○	6	出荷証明書写		
○	7	その他、必要に応じて市長が指定する書類（BELS評価書（申請時に未提出の場合））				
請求（第 10 条関係）	様式	○	1	補助金請求書	第 1 0 号様式	
	添付書類	○	1	必要に応じて市長が指定する書類		